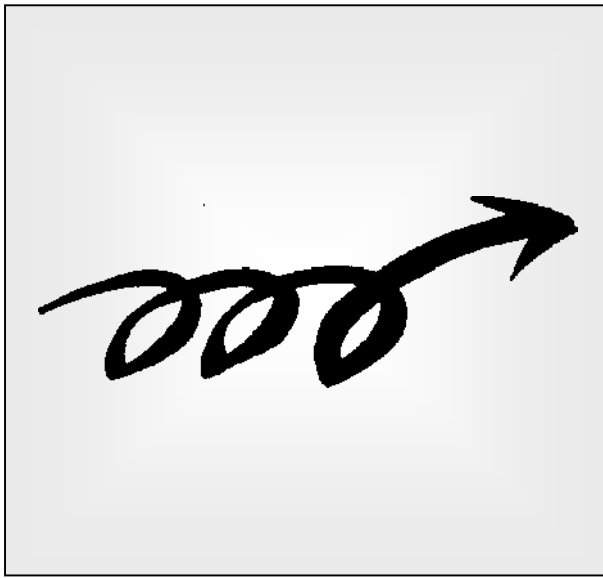


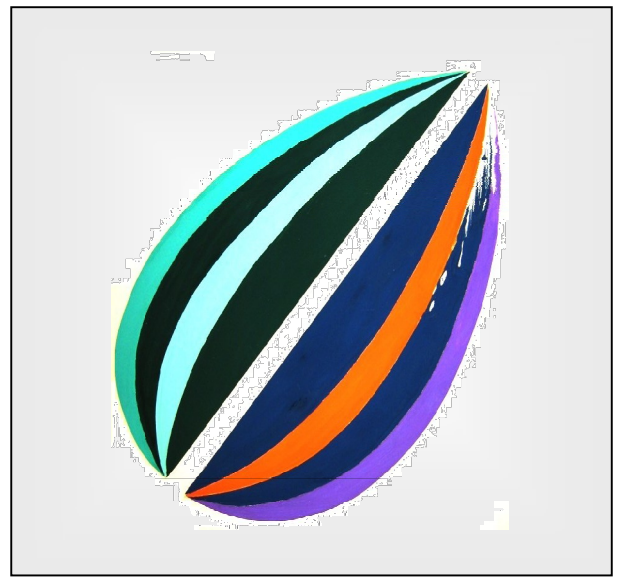
令和5年度

## 豊田市区長会 第1回 役員会



区長会シンボルマークの趣旨

このシンボルマークは、  
「人づくり・まちづくり・幸せづくり」  
をひとつひとつの輪に託し、心を合わせて  
伸びていくことを表現しています



市民の誓いシンボルマークの趣旨

「豊田市の花『ひまわり』の種をモチーフに、本文の5項目を明るいラインで表し、実践活動を通して、わたくしたち市民の手で、豊田市を未来に向かって育て伸ばそう」という意味を表しています。このシンボルマークは、市の花「ひまわり」のなかに5つの誓いを5本の指で表現しています。

日 時      令和5年4月12日（水） 15：00～

場 所      市役所 南庁舎7階 南71委員会室

市役所 南庁舎5階 南51会議室

第 1 回区長会役員会次第

令和 5 年 4 月 1 2 日（水）午後 3 時  
【場所 市役所 7 1 委員会室／司会 地域支援課】

|   |                      |       |
|---|----------------------|-------|
| 1 | 豊田市民の誓い唱和            |       |
| 2 | 開会のことば               |       |
| 3 | 市長あいさつ               |       |
| 4 | 地域振興部あいさつ            |       |
| 5 | 令和 5 年度区長会役員選考結果について | ページ 7 |
|   | (1) 役員選考委員長から報告      |       |
|   | (2) 区長会長あいさつ         |       |
| 6 | 自己紹介                 | 6     |
| 7 | 地域支援課 職員紹介           |       |

～休憩 会場移動～

【場所 市役所 南 5 1 会議室／司会 副会長】

|   |                         |    |
|---|-------------------------|----|
| 8 | 豊田警察署 報告・説明             |    |
|   | (1) 犯罪発生状況・交通事故発生状況について | 別紙 |
|   | (2) 警察署と地区区長会との連携について   |    |

|   |                |     |
|---|----------------|-----|
| 9 | 区長会 報告・協議・依頼事項 | ページ |
|---|----------------|-----|

|   |                     |                                                                                                                                 |                                                                                       |    |
|---|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 1 | 自治区・豊田市区長会について      |                                                                                                                                 |                                                                                       | 11 |
|   | 報告内容                | 別紙のとおりです。                                                                                                                       | —                                                                                     |    |
| 2 | 地区コミュニティ会議について      |                                                                                                                                 |                                                                                       | 21 |
|   | 報告内容                | 別紙のとおりです。                                                                                                                       | —                                                                                     |    |
| 3 | 区長会役員会・総務委員会の日程について |                                                                                                                                 |                                                                                       | 24 |
|   | 依頼内容                | 別紙のとおりです。                                                                                                                       | —                                                                                     |    |
| 4 | 区長会慶弔連絡等の取扱いについて    |                                                                                                                                 |                                                                                       | 25 |
|   | 依頼内容                | 別紙のとおりです。                                                                                                                       | —                                                                                     |    |
| 5 | 自治区運営の手引説明会の開催について  |                                                                                                                                 |                                                                                       | 26 |
|   | 依頼内容                | 各地区区長会で「自治区運営の手引研修会」開催希望日を決定し、各支所までご連絡をお願いします。<br>【提出期限】 令和 5 年 4 月 2 1 日（金）<br>【提出先】 各支所 地域振興担当（5 ページ参照）<br>※挙母地域自治区については地域支援課 |  |    |

|   |                |                      |   |    |
|---|----------------|----------------------|---|----|
| 6 | 広告協賛について       |                      |   | 27 |
|   | 協議内容           | 別紙のとおり、広告協賛を予定しています。 | — |    |
| 7 | 区長会総会運営（案）について |                      |   | 28 |
|   | 協議内容           | 別紙のとおりです。            | — |    |
| 8 | 自治区名の変更について    |                      |   | 38 |
|   | 報告内容           | 別紙のとおりです。            | — |    |

## 10 共済会運営委員会 報告事項

ページ

|   |                |                                                                                                                                                                  |   |    |
|---|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|----|
| 1 | 今期見舞金の支給状況について |                                                                                                                                                                  |   | 39 |
|   | 報告内容           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・状況は別紙のとおりです。</li> <li>・事故報告書等は<u>原則5日以内</u>に提出をお願いします。</li> </ul> ※ふれあいサロン、元気アップ教室、地域子ども居場所づくり等も自治区行事であれば該当行事届けに入れてください。 | — |    |

## 11 コミュニティ会議会長連絡会 協議事項

|   |                                 |                |  |    |
|---|---------------------------------|----------------|--|----|
| 1 | 地区コミュニティ会議会長の感謝状贈呈に関する対象者推薦について |                |  | 40 |
|   | 報告内容                            | 令和5年度は対象者がいません |  |    |

## 12 豊田市等からの依頼・情報提供事項

資料番号

|   |                        |                                                                                                                                          |                                                                                       |   |
|---|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|---|
| 1 | ごみ非常事態宣言について（依頼）       |                                                                                                                                          | 循環型社会推進課                                                                              | 1 |
|   | 依頼内容                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ非常事態宣言を発令しました。</li> <li>・回覧の御協力をお願いいたします。</li> </ul> 【連絡先】循環型社会推進課<br>（電話：71-3001/FAX：71-3000） |  |   |
| 2 | 防災に関する緊急情報の提供等について（依頼） |                                                                                                                                          | 防災対策課                                                                                 | 2 |
|   | 依頼内容                   | 災害の発生又は、災害発生の危険性が高く、市への連絡が必要と判断された場合に市へ御連絡ください。<br>【連絡先】防災対策課（電話：34-6750/FAX：34-6048）                                                    |  |   |

## 13 その他

ページ

- ・4月区長便送付物一覧 . . . . . 42
- ・「広報とよた」配布についての注意点について . . . . . 43
- ・第28回 豊田市区長会『親睦ゴルフコンペ』のご案内

# 令和5年度 地域振興部職制一覧表

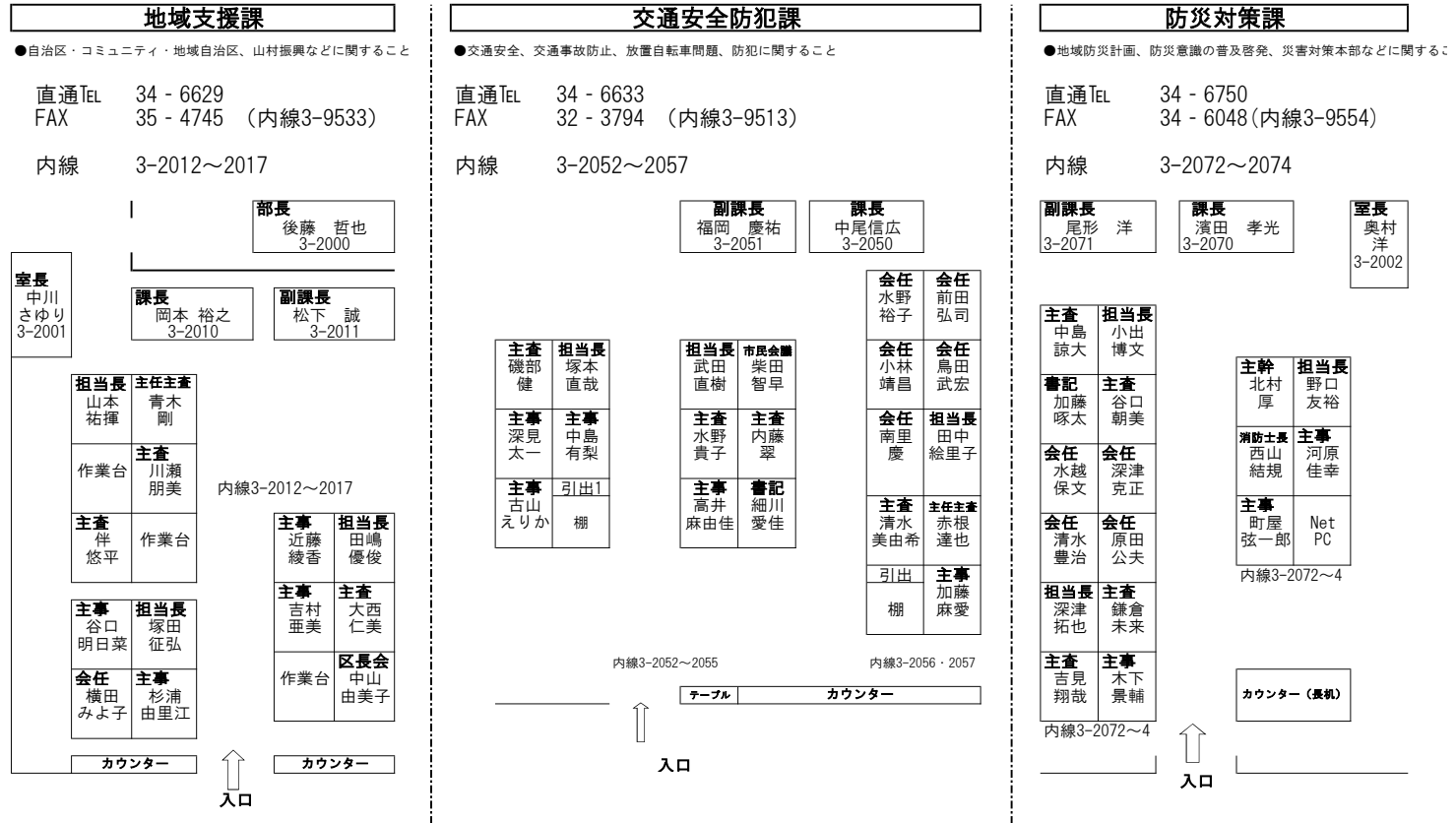
| (部長級)                                                                                                                                                                                                                                                                                       | (次長級)                                                                                                                                                                            | (課長級) | (課長補佐級) | (係長級) |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|---------|-------|
| <b>地域振興部</b><br>部長 後藤哲也<br><b>自治推進室</b>                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                  |       |         |       |
| <b>室長</b><br>中川 さゆり<br><br><b>旭支所長</b><br>鈴木 満<br><br><b>足助支所長</b><br>青木 勉<br><br><b>稲武支所長</b><br>杉山寿美雄<br><br><b>小原支所長</b><br>能見秀行<br><br><b>(兼)和紙の<br/>ふるさと館長</b><br>能見秀行<br><br><b>上郷支所長</b><br>近藤 洋<br><br><b>猿投支所長</b><br>広瀬 智<br><br><b>下山支所長</b><br>成瀬剛史<br><br><b>高岡支所長</b><br>成瀬文浩 | <b>地域支援課</b>                                                                                                                                                                     |       |         |       |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 課長 岡本裕之      副課長 松下 誠      担当長 田嶋優俊<br>塚田征弘<br>山本祐揮<br>主任主査 青木 剛<br>○地域自治システム（わくわく事業、地域課題解決事業）の推進<br>山村地域における定住促進など活性化の推進<br>区長会・自治区の支援、コミュニティ活動の振興<br>拳母地域自治区の事業の執行      に関すること |       |         |       |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                             | <b>旭支所</b>                                                                                                                                                                       |       |         |       |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 副支所長 鈴木啓介      副主幹 浦野貴之      担当長 小野田秀夫<br>山田祐嗣<br>大石勝重<br>主任主査 大澤 学                                                                                                              |       |         |       |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                             | <b>足助支所</b>                                                                                                                                                                      |       |         |       |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 副支所長 八木寛元      副主幹 深田真一      担当長 鵜井 浩<br>西村理恵子<br>魚住太一<br>主任主査 深見美歌                                                                                                              |       |         |       |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                             | <b>稲武支所</b>                                                                                                                                                                      |       |         |       |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 副支所長 岡部正志      副主幹 柄澤哲也      担当長 青木昌宏<br>鈴木宏光                                                                                                                                    |       |         |       |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                             | <b>小原支所</b>                                                                                                                                                                      |       |         |       |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 副支所長 天野博之      副主幹 林 行宏      担当長 勝野一城<br>古山武嗣<br>加納祐太<br><br><b>和紙のふるさと</b>                                                                                                      |       |         |       |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                             | <b>上郷支所</b>                                                                                                                                                                      |       |         |       |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 副支所長 下川涼太郎      担当長 小船貴恵<br>濱井敏郎                                                                                                                                                 |       |         |       |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                             | <b>猿投支所</b>                                                                                                                                                                      |       |         |       |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 副支所長 太田昌男      担当長 嶋田敦之<br>米崎 真<br>宮石康弘<br>主任主査 寺田善紀<br><br><b>石野出張所</b> 所長 達本真弓<br><b>保見出張所</b> 所長 早川英孝      担当長 新見 徹                                                           |       |         |       |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                             | <b>下山支所</b>                                                                                                                                                                      |       |         |       |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 副支所長 中根裕之      担当長 浅井豊久<br>三上明子<br>鈴木春彦                                                                                                                                          |       |         |       |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                             | <b>高岡支所</b>                                                                                                                                                                      |       |         |       |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 副支所長 吉澤英俊      副主幹 松原茂生      担当長 熊谷麻奈美<br>天野幸宏                                                                                                                                   |       |         |       |

| (部長級) | (次長級)                                                 | (課長級)                    | (課長補佐級)       | (係長級)                       |                                                     |
|-------|-------------------------------------------------------|--------------------------|---------------|-----------------------------|-----------------------------------------------------|
| 市民安全室 | 高橋支所長<br>前田洋希                                         | 高橋支所                     | 副支所長<br>出口ひさと | 担当長<br>吉野晋哉<br>佐林敦子         |                                                     |
|       | 藤岡支所長<br>山田政則                                         | 藤岡支所                     | 副支所長<br>佐藤克明  | 副主幹<br>市川智久                 | 担当長<br>岩元賢二<br>林ともみ<br>福岡正洋<br>主任主査<br>浦野慶則<br>林 達二 |
|       | 松平支所長<br>村中正史                                         | 松平支所                     | 副主幹<br>成瀬久緒   | 担当長<br>河合めぐみ<br>牛丸直樹        |                                                     |
|       |                                                       |                          |               |                             |                                                     |
|       | 室長<br>奥村 洋                                            | 交通安全防犯課                  | 課長<br>中尾信広    | 副課長<br>福岡慶祐                 | 担当長<br>田中絵里子<br>武田直樹<br>塚本雄哉<br>主任主査<br>赤根達也        |
|       | ○交通安全啓発・教育、交通安全施設整備、放置自転車、<br>防犯<br>に關すること            |                          |               |                             |                                                     |
|       | 防災対策課                                                 | 課長<br>濱田孝光<br>主幹<br>北村 厚 | 副課長<br>尾形 洋   | 担当長<br>小出博文<br>深津拓也<br>野口友裕 |                                                     |
|       | ○地域防災計画、防災意識の普及・啓発、自主防災組織、<br>災害対策本部の編成及び運営<br>に關すること |                          |               |                             |                                                     |
|       |                                                       |                          |               |                             |                                                     |
|       |                                                       |                          |               |                             |                                                     |

## 支所連絡先一覧

| 支所名              | 担当地区                    | 住所                       | 電話番号         |
|------------------|-------------------------|--------------------------|--------------|
| 旭支所              | 旭                       | 〒444-2892<br>小渡町船戸 15-1  | 0565-68-2211 |
| 足助支所             | 足助                      | 〒444-2424<br>足助町宮ノ後 26-2 | 0565-62-0600 |
| 稲武支所             | 稲武                      | 〒441-2513<br>稲武町竹ノ下 1-1  | 0565-82-2511 |
| 小原支所             | 小原                      | 〒470-0592<br>小原町上平 441-1 | 0565-65-2001 |
| 上郷支所             | 上郷・末野原                  | 〒470-1218<br>上郷町 5-1-1   | 0565-21-0001 |
| 地域支援課<br>(拳母事務所) | 逢妻・朝日丘・梅坪台<br>崇化館・浄水・豊南 | 〒471-8501<br>西町 3-60     | 0565-34-6629 |
| 猿投支所             | 井郷・石野・猿投<br>猿投台・保見      | 〒470-0373<br>四郷町東畑 70-1  | 0565-45-1214 |
| 下山支所             | 下山                      | 〒444-3242<br>大沼町越田和 37-1 | 0565-90-2111 |
| 高岡支所             | 前林・竜神<br>若園・若林          | 〒473-0933<br>高岡町長根 51    | 0565-53-2694 |
| 高橋支所             | 高橋・益富・美里                | 〒471-0014<br>東山町 2-1-1   | 0565-80-0077 |
| 藤岡支所             | 藤岡・藤岡南                  | 〒470-0493<br>藤岡飯野町田中 245 | 0565-76-2101 |
| 松平支所             | 松平                      | 〒444-2216<br>九久平町寺前 16   | 0565-58-0001 |

地域振興部職員配置図（南庁舎 4 F フロア） R5. 4. 1～



# 地 域 担 当

## 支所

## 交流館（コミュニティ会議）

| 支所名       | 地区名                                 | 電話・Fax番号                  | 区長会<br>担当者                                                   |
|-----------|-------------------------------------|---------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 挙母<br>事務所 | 崇化館<br>梅坪台<br>浄水<br>朝日丘<br>逢妻<br>豊南 | 電話 34-6629<br>Fax 35-4745 | 松下 誠<br>田嶋 優俊<br>近藤 綾香<br>吉村 亜美<br>(豊田市区長会)<br>中山 由美子        |
| 高橋<br>支所  | 高美<br>益富                            | 電話 80-0077<br>Fax 80-0092 | 出口 ひさと<br>吉野 晋哉<br>川瀬 早希<br>眞野 珠実<br>永田 光浩                   |
| 上郷<br>支所  | 末野原<br>上郷                           | 電話 21-0001<br>Fax 21-5095 | 下川 涼太郎<br>小船 貴恵<br>鷹見 愛<br>伊藤 寿信<br>梅津 修                     |
| 高岡<br>支所  | 竜神<br>前若<br>神林<br>林園                | 電話 53-2694<br>Fax 53-3516 | 吉澤 英俊<br>松原 茂生<br>天野 幸宏<br>山口 真紀子<br>倉地 浩通<br>山本 裕貴<br>川合 鉄二 |
| 猿投<br>支所  | 猿投台<br>井郷<br>猿投<br>保見<br>石野         | 電話 45-1214<br>Fax 45-4824 | 太田 昌男<br>宮石 康弘<br>嶋田 敦之<br>古橋 芳輝<br>岩村 苑美<br>井沢 達也<br>岩村 麻衣  |
| 松平<br>支所  | 松平                                  | 電話 58-0001<br>Fax 58-0049 | 成瀬 久繕<br>牛丸 直樹                                               |
| 藤岡<br>支所  | 藤岡<br>藤岡南                           | 電話 76-2102<br>Fax 76-4852 | 福岡 正洋<br>本多 靖                                                |
| 小原<br>支所  | 小原                                  | 電話 65-2001<br>Fax 65-3695 | 勝野 一城<br>鈴木 琢爾                                               |
| 足助<br>支所  | 足助                                  | 電話 62-0601<br>Fax 62-0606 | 八木 寛元<br>深田 真一<br>鶴井 浩<br>板倉 通悦<br>川口 純                      |
| 下山<br>支所  | 下山                                  | 電話 90-2111<br>Fax 90-3344 | 中根 裕之<br>鈴木 晴彦<br>松本 理沙<br>筒井 貞裕                             |
| 旭<br>支所   | 旭                                   | 電話 68-2211<br>Fax 68-3476 | 浦野 貴之<br>大石 勝重<br>平井 一輝                                      |
| 稲武<br>支所  | 稲武                                  | 電話 82-2511<br>Fax 82-3272 | 鈴木 宏光<br>安藤 泰弘                                               |

| 交流館 | 館 長    | 主任主事   | 電話      |
|-----|--------|--------|---------|
| 崇化館 | 近藤 かおる | 山本 奈美  | 33-0750 |
| 梅坪台 | 杉山 浩子  | 厚味 洋子  | 31-0402 |
| 浄水  | 水野 小百合 | 鈴木 智美  | 42-5920 |
| 朝日丘 | 岡本 哲志  | 宇和 佐智子 | 34-1561 |
| 逢妻  | 岩月 正光  | 田辺 由美  | 34-3220 |
| 豊南  | 田中 真澄  | 杉浦 智江  | 27-2866 |
| 高橋  | 宇野 恵子  | 今井 千恵子 | 88-4887 |
| 美里  | 鈴木 雅子  | 高橋 明子  | 80-1697 |
| 益富  | 寺澤 好之  | 大嶋 千里  | 80-3520 |
| 末野原 | 玉田 宏美  | 関守 由美子 | 26-6200 |
| 上郷  | 太田 庸介  | 相原 小季栄 | 21-1881 |
| 竜神  | 岩田 雅子  | 長谷川 博子 | 29-1819 |
| 若林  | 森波 かおり | 所 明美   | 52-3858 |
| 前林  | 佐野 智子  | 寺地 はるみ | 52-5474 |
| 若園  | 澤平 昭治  | 石川 稚佳子 | 53-0028 |
| 猿投台 | 兼子 雅彦  | 尾崎 敦美  | 45-2838 |
| 井郷  | 竹田 康孝  | 小島 恵   | 45-4807 |
| 猿投北 | 早川 千恵  | 幾永 みどり | 45-5480 |
| 保見  | 杉本 尚久  | 浅野 ゆみ  | 48-3403 |
| 石野  | 佐藤 里佳  | 都築 淳子  | 42-1711 |
| 松平  | 筒井 初代  | 鈴木 恵   | 58-0073 |
| 藤岡  | 安藤 ルミ子 | 加藤 彩子  | 76-1612 |
| 藤岡南 | 梅村 法実  | 小田中 真由 | 75-1707 |
| 小原  | 川上 和美  | 大野 智代  | 65-3711 |
| 足助  | 山口 美智雄 | 清水 昌子  | 62-1251 |
| 下山  | 梶 いづみ  | 城殿 明美  | 91-1650 |
| 旭   | 南 良明   | 熊谷 克予  | 68-2215 |
| 稲武  | 森 哲也   | 安藤 なおみ | 83-1007 |

令和5年度豊田市区長会 役員・総務委員名簿

| R5役員名簿 |       |       |
|--------|-------|-------|
| 地区名    | 自治区名  | 区長名   |
| 崇化館    | 二区東部  | 深津澄男  |
| 梅坪台    | 梅坪町   | 大谷忠司  |
| 浄水     | 大清水   | 上島貴吉  |
| 朝日丘    | 樹木    | 伊藤一廣  |
| 逢妻     | 本地新田  | 竹原田 力 |
| 高橋     | 市木町   | 吉見匡保  |
| 美里     | 第一宝来  | 岡本 涉  |
| 益富     | 五ヶ丘第8 | 高村伸一  |
| 豊南     | 今     | 福士範行  |
| 末野原    | 大林町   | 板倉武彦  |
| 上郷     | 中和会   | 奥田清仁  |
| 竜神     | 緑ヶ丘   | 中野昌則  |
| 若林     | 若林    | 都築和彦  |
| 前林     | 駒場    | 手島正文  |
| 若園     | 花園町   | 寺田典明  |
| 猿投台    | 青木台   | 山口五郎  |
| 井郷     | 天童    | 杉浦基之  |
| 猿投     | 本徳町   | 山田和孝  |
| 保見     | 大畑    | 加藤富則  |
| 石野     | 勘八    | 小山伸二  |
| 松平     | 松平志賀町 | 鈴木隆之  |
| 藤岡     | 上渡合   | 阿垣剛史  |
| 藤岡南    | 深見    | 大山昌史  |
| 小原     | 小原中   | 鈴木雅和  |
| 足助     | 萩野    | 青木信行  |
| 下山     | 大沼    | 鈴木 悟  |
| 旭      | 築羽    | 安藤国博  |
| 稲武     | 小田木町  | 青木孝夫  |

| R5総務委員名簿 |      |       |
|----------|------|-------|
| 地区名      | 自治区名 | 区長名   |
| 崇化館      | 一 区  | 中川隆英  |
| 梅坪台      | 上 原  | 山本孝宏  |
| 浄水       | 逢妻町  | 田中正樹  |
| 朝日丘      | 下 林  | 河合 保  |
| 逢妻       | 本 地  | 岡部千治  |
| 高橋       | 上 野  | 岩田弘勝  |
| 美里       | 御 立  | 水野吉朗  |
| 益富       | 志賀町  | 鶴田政勝  |
| 豊南       | 山之手  | 川上正弘  |
| 末野原      | 鴛 鴨  | 長谷川芳孝 |
| 上郷       | 上中島  | 成田達治  |
| 竜神       | 東 田  | 天野政敏  |
| 若林       | 高美町  | 伊藤篤勇  |
| 前林       | 西 岡  | 永田正明  |
| 若園       | 吉原町  | 山内康孝  |
| 猿投台      | 下越戸  | 呉山永石  |
| 井郷       | 井 上  | 後田澄夫  |
| 猿投       | 猿 投  | 眞木 保  |
| 保見       | 東保見町 | 湯浅進也  |
| 石野       | 力石町  | 阿部金一  |
| 松平       | 王 滝  | 鈴木敏道  |
| 藤岡       | 北一色  | 島田 勝  |
| 藤岡南      | 藤 営  | 藤本修身  |
| 小原       | 大 平  | 加藤 章  |
| 足助       | 足 助  | 三宅利幸  |
| 下山       | 和 合  | 加藤幸峰  |
| 旭        | 小 渡  | 田村重幸  |
| 稲武       | 富永町  | 伊藤秀治  |

## 区長会役職選考に関する内規

### 1 役員選考委員選出方法等

#### (1) 役員選考委員の選出

選考委員は、前年度において次の6ブロックの地区会長の中から、1名ずつの推薦を受け、会長が指名する。

選考委員は、原則として、4役（会長、副会長、書記、会計）への就任はないものとする。

| ブロック（自治区数） | 構成地区                                          |
|------------|-----------------------------------------------|
| 1 ブロック（39） | 崇化館(12)、梅坪台(4)、浄水(5)、朝日丘(7)、逢妻(11)            |
| 2 ブロック（65） | 高橋(15)、美里(14)、益富(14)、松平(22)                   |
| 3 ブロック（37） | 豊南(9)、末野原(11)、上郷(17)                          |
| 4 ブロック（26） | 竜神(8)、若林(4)、前林(11)、若園(3)、                     |
| 5 ブロック（56） | 猿投台(11)、井郷(5)、猿投(8)、保見(13)、石野(19)             |
| 6 ブロック（75） | 藤岡(18)、藤岡南(6)、小原(12)、足助(14)、下山(7)、旭(5)、稲武(13) |

#### (2) 役員選考委員会における選考

選考委員会への出席は、選考委員6名と、区長会事務局とする。

選考委員会は、選考委員長を互選する。

選考委員会では、地区区長会が提出した役職推薦書を参考に、選考基準等に照らし、協議のうえ決定する。

### 2 会長・副会長・書記・会計の任期・選考基準等

#### (1) 区長会長1名について

① 会長任期は1期1年2期までとする。

なお、任期終了後2年経過したときは、再選できるものとする。

② 会長の選考にあたっては、地区区長会の持ち回り等、地域的な配慮をなくし、人物本位で選考に当たるものとする。

③ 1年以上の地区会長経験を持つ地区会長から選考するものとする。

④ 会長の選考に当たっては、次の事項を確認し行うものとする。

- ・他の模範となるような自治区運営がされていること。
- ・関係地区区長会の全面的な支持があること。
- ・区長会長としての職務を遂行できる識見と体力があること。

#### (2) 副会長3名について

① 副会長の任期は1期1年2期までとする。

ただし、任期終了後2年経過したときは、再選できるものとする。

② 副会長3名の選考に当たっては、地区エリア等に配慮し選考するものとする。

③ 副会長についても区長経験年数等にとらわれず、人物本位の選考とする。

④ 会長に事故があった場合に備えて、会長代行者を決めておくものとする。

この場合の代行期間は、当該年度末までとする。

⑤ 会長代行者の副会長の選考に当たっては、(1)④の事項を確認し行うものとする。

- ⑥ 原則 1 年以上の区長経験を持つ地区会長から選考するものとする。
- ⑦ 会長代行者以外の副会長 2 名は、書記・会計をそれぞれ兼ねるものとする。

(3) 書記 1 名、会計 1 名について

- ① 任期は 1 期 1 年 2 期までとする。
- ② 地区エリア等に配慮し、選考するものとする。
- ③ 原則 1 年以上の区長経験を持つ地区会長から選考するものとする。

### 3 施行期日

この内規は、平成 20 年 1 月 4 日から施行する。

(選考委員は、6 ブロックの地区会長の中から 1 名ずつの推薦を受けると変更する。  
選考委員は、「役職推薦書の提出のない地区会長とする」から「4 役への就任はないものとする」と変更する。)

この内規は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(高橋、豊南地区の自治区数を変更する。)

この内規は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(逢妻、猿投台地区の自治区数を変更する。藤岡地区を藤岡と藤岡南に分離する。)

この内規は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(ただし書き、「該当する地区会長がいない場合は、前年度の役員会による推薦を受けた地区会長が役員選考委員会の承認を経て就任するものとする。」から「1 年以上の区長経験を持つ地区会長がいないブロックはブロックの推薦があれば役員選考委員会で選考できる。」と変更する。)

この内規は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(会長任期について、規約との整合。)

この内規は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(末野原地区の自治区数を変更する。梅坪台地区を梅坪台と浄水に分離する。)

この内規は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(選考委員会への出席者に会長代行を追加する。会長任期のただし書きを追加する。)

この内規は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(会長任期のただし書きを削除する。会長任期を 1 期 1 年 2 期までに変更する。)

この内規は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

(選考委員会の出席者から前年度の区長会長(会長代行)を削除する。)

この内規は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(末野原地区と足助地区の自治区数を変更する。)

この内規は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

(役職推薦書の提出を総務委員から地区区長会に変更する。副会長及び書記・会計の選考における「1 年以上の区長経験をもつ地区会長」を「原則 1 年以上の区長経験をもつ地区会長」に変更する。選考における但し書を削除する。)

## 令和5年度豊田市区長会役員選考委員名簿

| ブロック | 地区  | 自治区   | 役員選考委員                           |
|------|-----|-------|----------------------------------|
| 1    | 朝日丘 | 金谷    | <small>みずの かずゆき</small><br>水野 和之 |
| 2    | 松平  | 松平志賀町 | <small>すずき たかゆき</small><br>鈴木 隆之 |
| 3    | 上郷  | 宗定    | <small>いしかわ ゆうじ</small><br>石川 勇次 |
| 4    | 前林  | 堤町    | <small>さかい まさのぶ</small><br>酒井 雅宣 |
| 5    | 石野  | 野口    | <small>こいけ しんじ</small><br>小池 伸二  |
| 6    | 藤岡南 | 藤宮    | <small>ふじもと おさみ</small><br>藤本 修身 |

### 《参考》区長会ブロック

- 1ブロック（崇化館・梅坪台・浄水・朝日丘・逢妻）  
2ブロック（高橋・美里・益富・松平）  
3ブロック（豊南・末野原・上郷）  
4ブロック（竜神・若林・前林・若園）  
5ブロック（猿投台・井郷・猿投・保見・石野）  
6ブロック（藤岡・藤岡南・小原・足助・下山・旭・稲武）

## 令和5年度 豊田市区長会役員(案)

| 役職名    | 区長名   | 地区名 | 自治区名  |
|--------|-------|-----|-------|
| 会 長    | 阿垣剛史  | 藤 岡 | 上渡合   |
| 副会長    | 寺田典明  | 若 園 | 花園町   |
| 副会長兼書記 | 深津澄男  | 崇化館 | 二区東部  |
| 副会長兼会計 | 山口五郎  | 猿投台 | 青木台   |
| 書 記    | 福士範行  | 豊 南 | 今     |
| 会 計    | 吉見匡保  | 高 橋 | 市木町   |
| 理 事    | 大谷忠司  | 梅坪台 | 梅坪町   |
| 理 事    | 上島貴吉  | 浄 水 | 大清水   |
| 理 事    | 伊藤一廣  | 朝日丘 | 樹 木   |
| 理 事    | 竹原田 力 | 逢 妻 | 本地新田  |
| 理 事    | 岡本 涉  | 美 里 | 第一宝来  |
| 理 事    | 高村伸一  | 益 富 | 五ヶ丘第8 |
| 理 事    | 板倉武彦  | 末野原 | 大林町   |
| 理 事    | 奥田清仁  | 上 郷 | 中和会   |
| 理 事    | 中野昌則  | 竜 神 | 緑ヶ丘   |
| 理 事    | 都築和彦  | 若 林 | 若 林   |
| 理 事    | 手島正文  | 前 林 | 駒 場   |
| 理 事    | 杉浦基之  | 井 郷 | 天 童   |
| 理 事    | 山田和孝  | 猿 投 | 本徳町   |
| 理 事    | 加藤富則  | 保 見 | 大 畑   |
| 理 事    | 小山伸二  | 石 野 | 勘 八   |
| 理 事    | 鈴木隆之  | 松 平 | 松平志賀町 |
| 理 事    | 大山昌史  | 藤岡南 | 深 見   |
| 理 事    | 鈴木雅和  | 小 原 | 小原中   |
| 理 事    | 青木信行  | 足 助 | 萩 野   |
| 理 事    | 鈴木 悟  | 下 山 | 大 沼   |
| 理 事    | 安藤国博  | 旭   | 築 羽   |
| 理 事    | 青木孝夫  | 稻 武 | 小田木町  |
| 会計監査委員 | 山本孝宏  | 梅坪台 | 上 原   |
| 会計監査委員 | 清水高明  | 竜 神 | 竹 中   |

# 自治区・区長会とは

## 1 自治区とは

豊田市における自治区は自主的な任意団体であり、人々の日常の生活圏として最も基礎的なコミュニティです。

自治区は、公益性を持った事業や活動を展開し、助け合いに満ちた住みよい地域づくりを目指しています。

## 2 自治区長とは

自治区の代表者である自治区長は、そのコミュニティ育成の総括的リーダーであり、地域（自治区）運営のなかで住民自治の振興に努めています。

## 3 区長会とは

区長会は、自治区長をもって組織し、区長の資質向上と全市的啓発活動により、その役割の実現に寄与しています。

## 4 とよた市住民自治憲章

平成2年1月の区長会設立30周年を契機に、自治区、自治区長、区長会それぞれの役割や意義を明確にするために、とよた市住民自治憲章が定められており、以下にその内容を抜粋します。

### とよた市住民自治憲章（抜粋）

#### 第2章 自治区

第4条 自治区は、人々の日常の生活圏として最も基礎的なコミュニティです。

第5条 コミュニティとは、一人ひとりの社会への奉仕と、それによる社会の恩恵のうえに個人生活の充実が実現できる社会です。

第6条 自治区は、思想信条を異にする様々な人々が、相互に尊重しあって住民自治を学び実践する場です。

第7条 自治区は、コミュニティ課題に対し、主体的で柔軟な対応を行い、恵み深い地域社会づくりをすすめます。

#### 第3章 自治区長

第8条 自治区長は、コミュニティ育成の総括的リーダーであり、地域運営のなかで住民自治の振興に努めます。

#### 第4章 区長会

第9条 区長会は身近なコミュニティ課題の研究と啓発活動により、住民自治の振興に努めます。

第10条 区長会は、区長の連帯を深め、互いの資質の向上に努めます。

## 豊田市区長会会則（案）

### 目次

- 第1章 総則（第1条～第5条）
- 第2章 会員（第6条～第8条）
- 第3章 役員等（第9条～第17条）
- 第4章 会議
  - 第1節 会議（第18条）
  - 第2節 総会（第19条～第28条）
  - 第3節 役員会（第29条～第34条）
  - 第4節 総務委員会（第35条～第40条）
  - 第5節 地区連絡会（第41条）
- 第5章 財務（第42条～第48条）
- 第6章 会則の変更及び解散（第49条～第51条）
- 第7章 その他（第52条・第53条）
- 附則

### 第1章 総 則

（名 称）

第1条 本会は、豊田市区長会と称する。

（目 的）

第2条 本会は、会員のコミュニケーションを図るとともに、自治区運営力の向上と行政との共働による住民自治の振興に努め、もって自治区を核とする地域づくり・人づくりに寄与することを目的とする。

（事 業）

第3条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）自治区及び中学校区の自治区で組織する地区区長会（以下「地区区長会」という。）相互の連絡調整及び助言に関する事
- （2）自治区活動に関する共通課題や自治区活動の円滑化のための調査研究に関する事
- （3）行政機関及び関係団体との連絡協調に関する事
- （4）会員等の慶弔及び表彰に関する事
- （5）その他、この会の目的達成のために必要な事

（区 域）

第4条 本会の区域は、豊田市全域とする。

（主たる事務所）

第5条 本会の主たる事務所は、豊田市西町3丁目60番地豊田市役所内に置く。

## 第2章 会 員

### (組 織)

第6条 本会の会員は、区長をもって組織する。

### (入 会)

第7条 第4条に定める区域の区長に就任したものは、本会に入会したものとする。

### (退 会)

第8条 前条で入会した会員が次の各号の一つに該当する場合には、退会したものとする。

(1) 第4条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

(2) 区長を退任した場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

## 第3章 役員等

### (役 員)

第9条 本会に次の役員を置く。

(1) 会 長 1 名

(2) 副会長 3 名

(3) 書 記 1 名

(4) 会 計 1 名

(5) 理 事 2 2 名

### (役員を選任)

第10条 役員は、地区区長会の代表があたる。

2 会長、副会長、書記、会計の選考は、別の定めにより選出された選考委員で構成する選考委員会が、別の定めにより行い、総会の承認を得て決定する。

### (役員の職務)

第11条 会長は、会務を総括するとともに、本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 書記は、総会資料等を調製するとともに重要事項を記録保管する。

4 会計は、本会の会計を処理する。

5 理事は、会務の審議と執行にあたる。

6 役員は、当該地区のコミュニティ会議の会長を兼ねる。

### (委 員)

第12条 本会に次の委員を置く。

(1) 会計監査委員 2 名

(2) 総務委員 2 8 名

### (委員を選任)

第13条 会計監査委員は、別に定める選考委員会が会員の中から選考し、総会の承認を得て決定する。

2 会計監査委員は、役員と兼務することができない。

3 総務委員は、地区区長会から1名選考する。

(委員の職務)

第14条 会計監査委員は、次に掲げる業務を行う。

(1) 本会の会計事務を監査すること

(2) 会計について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること

(3) 前項の報告をするため必要があると認めたときは、総会の招集を請求すること

2 総務委員は、区長会表彰候補者の選考にあたるほか、本会及び自治区運営に係る諸問題について研究する。

(欠員等による役員等の選任)

第15条 役員及び委員(以下「役員等」という。)に欠員が生じた時又はその職務を辞することについて本人若しくは親族の意思が確認できた場合は、役員会の承認により役員等を選任することができるものとする。この場合において、役員会の承認をもって総会の承認とみなす。

(役員任期)

第16条 会長の任期は1期1年とし、2期までとする。ただし、任期終了後2年を経過した後は、再選できるものとする

2 副会長の任期は1期1年とし、2期までとする。ただし、任期終了後2年を経過した後は、再任できるものとする。

3 書記及び会計の任期は1期1年とし、2期までとする。

4 理事及び委員の任期は1期1年とする。

5 役員等は、任期満了後も後任者が決定するまでその職務を遂行する。

6 前条の規定により選出された役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員等の費用弁償)

第17条 本会は、役員等がその職務を遂行するうえで要する経費を支弁するため、費用を弁償することができる。

2 前項の費用弁償は別に定め、予算議決を受けなければならない。

(区長会事務局)

第18条 本会には、事務局を置くことができる。

2 前項の所掌事務等については役員会が別に定める。

## 第4章 会 議

### 第1節 会 議

(会 議)

第19条 本会の会議は、次のとおりとする。

(1) 総会

(2) 役員会

(3) 総務委員会

(4) 地区区長会

(5) その他役員会が必要と認める会議

## 第2節 総会

(総会の種別)

第20条 総会は、定期総会と臨時総会の2種類とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 定期総会は、次に定めるもののほか、区長会の運営に関する重要なことを議決する。

(1) 事業計画および予算の承認

(2) 事業報告および決算の承認

(3) 役員等の承認

(4) 会則改正の承認

(5) その他必要な事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 全会員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 第14条第1項第3号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求の日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、会員の半数以上の出席がなければ、開会することができない。

(会員の議決権)

第27条 会員は、総会において各々1箇の表決権を有する。

(総会の書面表決等)

第28条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第26条及び第28条第3項の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

3 総会の議事は、出席者の3分の2以上の同意により決する。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名をしなければならない。

### 第3節 役員会

(役員会の構成)

第30条 役員会は、第9条に定める者をもって構成する。

(役員会の権能)

第31条 役員会は、この会則で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
  - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
  - (3) その他総会の議決を要しない本会の業務の執行に関する事項
- (役員会の招集等)

第32条 役員会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 定例役員会(原則毎月1回)
- (2) 会長が必要と認めたとき。

2 会長は、役員2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、定例役員会では不適當であると認められるにおいては、その請求のあった日から30日以内に役員会を招集しなければならない。

3 第1項第2号並びに第2項によって役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第33条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(役員会の定足数等)

第34条 役員会には、第26条及び第28条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

(役員会の傍聴)

第35条 会員は、役員会を傍聴することができる。ただし、議長が会議を公開しないこととしたときは、この限りでない。

2 傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関して必要な事項は、役員会が別に定

める。

（合同会議）

第36条 役員会は、必要に応じて総務委員会と合同で開催できる。

#### 第4節 総務委員会

（総務委員会の構成）

第37条 総務委員会は、第12条第1項第2号に定める者をもって構成する。

（委員長等）

第38条 総務委員会に委員長及び副委員長を各1名置き、当該構成員の互選により決定する。

2 委員長は、総務委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（総務委員会の招集等）

第39条 総務委員会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

（1）定例総務委員会（原則2ヶ月に1回）

（2）委員長が必要と認めたとき。

2 委員長は、総務委員の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に総務委員会を招集しなければならない。

3 第1項第2号並びに第2項によって総務委員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（総務委員会の議長）

第40条 総務委員会の議長は、委員長がこれにあたる。

（役員会の定足数等）

第41条 総務委員会には、第26条及び第28条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「総務委員会」と、「会員」とあるのは「総務委員」と読み替えるものとする。

（小委員会の設置等）

第42条 総務委員会は、小委員会を設置できるほか、役員会の承認を得て関係区長からなる研究会を設置するなど、必要な措置をとることができる。

（総務委員会の傍聴）

第43条 総務委員会の傍聴は、第35条の規定を準用する。この場合において、第35条第1項の規定中「役員会」とあるのは「総務委員会」と読み替えるものとする。

#### 第5節 地区区長会

（地区区長会）

第44条 地区区長会は、中学校区の自治区をもって組織する。

2 地区区長会は、複数地区の合同で開催できる。

## 第5章 財 務

### (会 費)

第45条 会員は、会費を納入しなければならない。

2 会費は、年間30,000円とする。

3 既納の会費は、返還しないものとする。

### (資産の構成)

第46条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 別に定める財産目録記載の資産

(2) 会費

(3) 活動に伴う収入

(4) 資産から生じる果実

(5) その他の収入

### (資産の管理)

第47条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

### (経費の支弁)

第48条 本会の経費は、次の各号に掲げるものをもって支弁する。

(1) 会 費

(2) 寄付金

(3) その他の収入

### (事業計画及び予算)

第49条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、原則として毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

### (事業報告及び決算)

第50条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等作成し、監事の監査を受け、毎会計年度毎に総会の承認を受けなければならない。

### (会計年度)

第51条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第6章 会則の変更及び解散

### (会則の変更)

第52条 この会則は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得なければ変更することはできない。

(解散)

第53条 本会を解散するときは、総会において総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第54条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

## 第7章 その他

(備付け帳簿及び書類)

第55条 本会の事務所には、次の帳簿及び書類を主たる事務所に備え置かなければならない。

(1) 会則

(2) 構成員名簿、役員名簿

(3) 総会の議事録

(4) 収支に関する帳簿及び証拠書類

(5) 財産目録その他資産の状況を示す書類

(6) その他必要な帳簿及び書類

(委 任)

第56条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は役員会が別に定める。

附 則

この会則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年4月1日から施行する。

## 附 則

この会則は、令和５年４月１日から施行する。

## 備 考

平成３年４月１日 会則施行

平成８年４月１日 施行

（総務委員を１５名から２０名とし幹事を廃止。地区連絡会に議決機能を持たせる。）

平成１１年４月１日 施行

（役員の選考について、総務委員ではなく、別の定めにより選出された選考委員が選考にあたる。）

平成１６年４月１日 施行

（書記、会計のうち１名を会長代行者以外の副会長が兼務する。）

平成１７年４月１日 施行

（理事を１４名から２０名とする。）

平成２３年４月１日 施行

（理事を２０名から２１名とする。総務委員を２６名から２７名とする。）

平成２５年４月１日 施行

（事業内容、入退会、地区会長が地区コミュニティ会議会長兼務等について条文を追加）

平成２８年４月１日 施行

（理事を２１名から２２名とする。総務委員を２７名から２８名とする）

平成３０年４月１日 施行

（区長会の目的を再整理、役員の欠員への対応条文を新設、会長任期を１期１年２期までに変更）

令和３年４月１日 施行

（議事録における押印を廃止）

令和５年４月１日 施行

（役員会及び総務委員会の傍聴を追加）

# コミュニティとは

## 1 コミュニティとは

「コミュニティ」という言葉の訳は、一般的に「近隣社会」「地域社会」「地域共同体」など様々な言葉に訳されていますが、豊田市では「ふれあい豊かな地域社会」と解釈しています。

## 2 コミュニティ活動とは

コミュニティ活動とは、地域の人たちが日常の生活の中で世代を越えて交流を深め、自分の生活を豊かで充実した、うるおいのあるものにしていく活動です。

運動会や盆踊り、文化祭、さらに敬老会や地域の清掃などは、いずれも立派なコミュニティ活動ですが、こうした行事だけでなく、ゴミを決められた時と場所に正しく出すことや、あいさつを交わし合うことなども大切なことからです。

このような活動をとおして、地域の人たちや地域の各種団体が自主的に力を合わせて地域の問題に取り組むことがコミュニティ活動にとって肝心です。

## 3 コミュニティ活動と区域

コミュニティ活動の基本単位となるのは自治区です。(自治区コミュニティ構想)

ただし、コミュニティ活動を行う上で自治区の単位では狭い場合、あるいは、ある課題に対しての勉強会、情報交換など広域で取り組んだほうが効果がある場合は、地域の事情に応じて複数の自治区が共同したり、小学校区とか中学校区といった範囲に広げる必要があります。

## 4 自治区コミュニティ組織

コミュニティ活動を実際に行う者は、自治区の役員のみが行うのではなく、自治区内のやる気がある者を取り込むことにより、コミュニティ活動が活発になると考えられます。

## 5 地区コミュニティ会議(中学校区単位)の目的・活動と組織

豊田市では、市内の中学校区のひとつひとつに「〇〇地区コミュニティ会議」が組織されています。

地区コミュニティ会議は、自治区が自治区コミュニティ活動を実施していく上で発生する問題点、課題について解決に向けて検討、学習をする場、効果のある事業を実施するための情報交換の場として位置付けられています。

組織としては、地区コミュニティ会議の地域にある自治区の組織にあわせた部会があり、自治区の該当する部会の代表が地区コミュニティ会議に参加することとなります。

### 1 豊田市の「コミュニティ」

豊田市では「コミュニティ」があらわす概念を「ふれあい豊かな地域社会」と解釈しています。この概念を踏まえ、住みよい地域社会の建設に向けた様々な活動が、日々地域住民が主体となって取り組まれています。

### 2 自治区と地区コミュニティ会議（自治区コミュニティ構想）

豊田市では現在、298を数える「自治区」の活動が古くから活発で、ある種の「コミュニティ」がすでに形づくられていました。しかし、急激な社会情勢の変化がもたらした新たな地域課題に対応すべく、「地区コミュニティ会議」が創設されました。

この両組織の存在は決して屋上屋を架するものではなく、自治区は夏祭りや運動会などのふれあい行事を含めたすべてのコミュニティ活動を掌る基本単位として存在し、地区コミュニティ会議は自治区及び地区内の各種団体間の情報交換の場を提供し、広域的なコミュニティ活動を調整するという明確な役割分担がされています。そして、この連携体制こそが広域化する地域課題対策の決定打として打ち出された「自治区コミュニティ構想」であり、豊田市のコミュニティづくりの大きな特徴となっています。

### 3 地区コミュニティ会議の設置状況と構成員

中学校区を単位として現在28地区設置されています。各地区コミュニティ会議は、住民主体で運営されており、自治区をはじめとした地域に展開する各種団体（例：青少年健全育成推進協議会、高齢者クラブ、PTA等）のメンバーで構成されています。

### 4 地区コミュニティ会議の活動内容

地区コミュニティ会議の活動は、発足間もない頃、地域住民のふれあい機会の提供を目的とした各種イベントの開催が中心でしたが、現在では地域課題の解決を主眼に置き、地域で活動する各種団体間の連絡調整・情報交換を活動の基本としています。

#### （地区コミュニティ会議の主な活動事例）

- |           |              |              |
|-----------|--------------|--------------|
| ・ 連絡調整会議  | ・ 社会を明るくする運動 | ・ 愛のパトロール    |
| ・ 介護研修会   | ・ ふれあいサービス事業 | ・ 健康ウォーキング大会 |
| ・ 地域美化活動  | ・ 環境施設視察研修   | ・ 広報誌発行      |
| ・ 二十歳のつどい | ・ ふれあいまつり    | 等            |

### 5 交流館の役割

各地区コミュニティ会議の事務局業務には、中学校区ごとに設置されている交流館があたっています。交流館は組織運営に関する事務を処理するかたわら、コミュニティ活動に必要とされる知識・技術の習得のための各種講座や事業を実施し、コミュニティ会議を側面から支援しています。

## ◆地域会議とは・・・

地域会議は、平成１７年の市町村合併を機に、地域社会の住民自治力（地域力）を高め地域住民の意見を市の施策に反映させることを前提に設置された行政機関で、地域住民の多様な意見の集約と調整を主な役割としています。

地域会議は、中学校区を単位として全２８地区に設置されています。地域会議委員は、無報酬、任期２年の非常勤特別職（地方公務員）であり、自治区や各種公共的団体から推薦された委員及び公募委員等により１地域会議につき２０名以内で構成されています。

### （地域会議の主な役割）

- ・ 市長からの諮問事項に関する審議、答申
- ・ 地域住民の意見の集約と調整
- ・ 地域課題の解決に係る行政への提言

## １ わくわく事業（補助金制度）

### （１）趣 旨

住みやすい地域づくりに向け、地域住民が主体的に取り組む事業を支援する。

### （２）交付上限額

１団体当たり原則１００万円/年

### （３）応募資格

- ・ ５人以上で組織された団体
- ・ 活動が地域の多数の住民に支持される団体
- ・ 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的としない団体
- ・ 暴力団と密接な関係を有しない団体

## ２ 地域課題解決事業

### （１）趣 旨

地域で共通認識された課題の解決策を、市の施策に反映させ、効果的に地域課題を解消する仕組み。

### （２）予算上限額

なし

### （３）事業化の流れ

- ・ 地域会議から行政に出された提言に基づき市が解決策を検討し、事業化
- ・ 支所に寄せられた地域からの意見に基づき市が解決策を検討し、事業化

## 令和5年度 豊田市区長会役員会等の日程について

### 1 区長会役員（地区会長）

（１）定例役員会 場所：豊田市役所 南51会議室（※のみ南52会議室）

|      |     |     |     |          |
|------|-----|-----|-----|----------|
| 第1回  | 4月  | 12日 | （水） | 午後3時～    |
| 第2回  | 4月  | 26日 | （水） | 午後2時～    |
| 第3回  | 5月  | 31日 | （水） | 午後2時～（※） |
| 第4回  | 6月  | 28日 | （水） | 午後2時～    |
| 第5回  | 7月  | 26日 | （水） | 午後2時～    |
| 第6回  | 8月  | 30日 | （水） | 午後2時～（※） |
| 第7回  | 9月  | 27日 | （水） | 午後2時～（※） |
| 第8回  | 11月 | 1日  | （水） | 午後2時～    |
| 第9回  | 11月 | 29日 | （水） | 午後2時～    |
| 第10回 | 12月 | 27日 | （水） | 午後2時～    |
| 第11回 | 1月  | 31日 | （水） | 午後2時～    |
| 第12回 | 2月  | 28日 | （水） | 午後2時～    |

（２）地区区長会関係

定例会（区長会役員会での報告事項の伝達や情報交換をするため、毎月1回の地区区長会連絡会）を開いて、地区の活性化を図ってください。

### 2 総務委員（表彰者推薦委員）

（１）総務委員会 場所：豊田市福祉センター（第1回のみ南71委員会室）

|     |    |     |     |                 |
|-----|----|-----|-----|-----------------|
| 第1回 | 4月 | 12日 | （水） | 午後3時～           |
| 第2回 | 7月 | 19日 | （水） | 午後2時～           |
| 第3回 | 2月 | 14日 | （水） | 午後2時～（表彰者選考委員会） |

（２）研究会

令和4年度に引き続き、浄水地区研究会と美里地区研究会を設置し、自治区デジタル実証実験を実施。日程・内容等については、各地区と相談して決定。

### 3 共通事項

（１）区長会総会 日 時：5月13日（土）午前11時～午後0時15分

場 所：豊田市民文化会館 小ホール

参加者：令和5年度区長、令和4年度4役、永年表彰者・一般表彰者

（２）役員・総務委員会合同研修会

日 時：9月15日（金）午後2時

場 所：豊田市福祉センター

内 容：未定

（３）区長会4役研修会 ※内容・時期未定

（４）会計監査 令和6年3月27日（水）午後2時：豊田市役所

（５）役員選考委員会 令和6年3月13日（水）午後2時：豊田市役所

#### 【問合せ先】

区長会事務局（豊田市役所地域支援課内）

電 話 34-6629 FAX 35-4745

豊田市区長会役員 各位

豊田市区長会長

## 慶弔連絡等の取扱いについて

みだしのことについて、豊田市区長会慶弔に関する規程に基づき、下記の要領で対応いたします。なお、役員の皆様へは、携帯電話やFAX、メール等にてご連絡させていただきたいと存じますので、お手数をおかけしますが、別紙提出用紙にご記入いただき、4月28日（金）までに窓口、FAX、メールのいずれかの方法で豊田市区長会事務局へご提出くださいますようお願いいたします。

### 記

#### 1 連絡範囲

| 内 容            | 連 絡 先               |
|----------------|---------------------|
| 役員・総務委員の死亡     | 全役員・全総務委員           |
| その他の会員（区長）の死亡  | 会長・副会長・関係地区会長       |
| 役員の同居親族の死亡     | 全役員                 |
| 総務委員の同居親族の死亡   | 会長・副会長・関係地区会長・全総務委員 |
| その他の会員の同居親族の死亡 | 関係地区会長              |

※本人及び同居の親族の場合は、地域支援課から、秘書課・議会事務局へ連絡します。

#### 2 支給事例

| 区分 | 内 容             | 区長会の対応        | 備 考     |
|----|-----------------|---------------|---------|
| 死亡 | 会員の死亡           | 香典1万円<br>生花一基 |         |
|    | 会員の同居の親族及び実親の死亡 | 香典5千円         |         |
| 見舞 | 会員の自宅焼失         | 見舞金1万円        | 半焼以上の被害 |
|    | 会員の入院           | 見舞金5千円        | 概ね2週間以上 |
| 全般 | 会長が特に必要と認めた場合   | 状況に応じた額       | 慶弔全般    |

#### 3 連絡先（別紙提出用紙の提出先）

豊田市区長会事務局（豊田市役所地域振興部地域支援課内） 中山

電 話 34-6629 FAX 35-4745

メール juminjichi@city.toyota.aichi.jp

令和5年4月12日

地区区長会長 各位

地域振興部 後藤 哲也

## 令和5年度自治区運営の手引説明会の開催について

このことについて、「自治区運営の手引研修会」を開催しますので、地区区長会における開催希望日を決定し、各支所（挙母地域自治区については地域支援課）までご連絡をお願いします。

### 記

- 1 内 容 自治区運営の手引に基づき、助成制度等について市職員が説明します。  
※ 時間は、おおむね30分～1時間を予定しています。
- 2 対 象 者 自治区長・自治区役員（複数でも可）
- 3 提出期限 令和5年4月21日（金）※期限厳守をお願いします。
- 4 開 催 日 4月27日（木）以降の開催をお願いします。  
（担当者の都合で開催日を調整させていただくことがありますので、ご了承ください）
- 5 持 ち 物 令和5年度 自治区運営の手引 冊子  
※4月10日区長便でお送りしています。
- 6 提 出 先 各支所 地域振興担当（挙母地域自治区については地域支援課）  
※ 担当につきましては、資料5ページをご覧ください
- 7 申込方法 電話、FAX、メール

|       |                 |        |  |
|-------|-----------------|--------|--|
| 地区名   | 地区区長会           |        |  |
| 開催日   | 令和5年 月 日（ ）     |        |  |
| 開催時間  | 午前・午後 時 分から 時 分 |        |  |
| 開催場所  |                 |        |  |
| 参加予定者 | 1 区長のみ          | 参加予定人数 |  |
|       | 2 区長ほか自治区役員     | 人      |  |

## 広告協賛について

### ◆過去の実績と今年度の予定

| 新聞社         | 時期  | 広告内容     | R 2    | R 3    | R 4    | R 5         |
|-------------|-----|----------|--------|--------|--------|-------------|
| (株)新三河タイムス社 | 4 月 | 春の交通安全運動 | 5,500  | 5,500  | 5,500  | 5,500       |
| (株)矢作新報社    | 〃   | 〃        | 5,500  | 5,500  | 5,500  | 5,500       |
| (株)矢作新報社    | 6 月 | 春の環境美化活動 | 5,500  | 5,500  | 5,500  | 5,500 (予定)  |
| (株)新三河タイムス社 | 〃   | 〃        | 5,500  | 5,500  | 5,500  | 5,500 (予定)  |
| (株)矢作新報社    | 7 月 | 暑中見舞     | 5,500  | 5,500  | 5,500  | 5,500 (予定)  |
| (株)新三河タイムス社 | 〃   | 〃        | 5,500  | 5,500  | 5,500  | 5,500 (予定)  |
| (株)矢作新報社    | 9 月 | 秋の環境美化活動 | 5,500  | 5,500  | 5,500  | 5,500 (予定)  |
| (株)矢作新報社    | 〃   | 秋の交通安全運動 | 5,500  | 5,500  | 5,500  | 5,500 (予定)  |
| (株)新三河タイムス社 | 〃   | 〃        | 5,500  | 5,500  | 5,500  | 5,500 (予定)  |
| (株)新三河タイムス社 | 1 月 | 年賀       | 5,500  | 5,500  | 5,500  | 5,500 (予定)  |
| (株)矢作新報社    | 〃   | 〃        | 5,500  | 5,500  | 5,500  | 5,500 (予定)  |
| 合 計         |     |          | 55,000 | 60,500 | 60,500 | 60,500 (予定) |

### ◆見本

矢作新報社

## 6月19日（日）は豊田市環境美化の日です

美しい地球は美しい故郷から



**豊田加茂ライオンズクラブ**

会長 阿部 剛志  
第一副会長 堀 立  
第二副会長 三宅 八郎  
幹事 成 亮  
会計 田 保

**豊田東名ライオンズクラブ**

会長 加藤 利幸  
第一副会長 近藤 修司  
第二副会長 勝田 好正  
幹事 山 田  
会計 山 田

**豊田シニアライオンズクラブ**

会長 加藤 繁  
第一副会長 深田 守  
第二副会長 山 下  
第三副会長 岩 月  
幹事 計 本  
会計 杉 本

**豊田中ロータリークラブ**

会長 河 英  
会会長エレクト 中 山  
副会長 山下 小  
幹事 島 一  
副幹事 島 一

**国際ソロプチミスト豊田**

会長 嶋 村 幸子  
副会長 長 杉 丹子  
幹事 池 本 須子  
副幹事 吉 岡 早苗

**豊田ライオンズクラブ**

会長 田 中 久勝  
第一副会長 成 大 義和  
第二副会長 大 橋 外次  
幹事 津 田 茂次  
副幹事 小 島 正男

**豊田南ライオンズクラブ**

会長 光 岡 卓也  
第一副会長 遠 藤 一男  
第二副会長 福 士 範昭  
幹事 北 村 義雄  
副幹事 北 村 義雄  
会計 計 錦

**豊田ロータリークラブ**

会長 梅 村 泰弘  
会会長エレクト 天 野 勝  
副会長 加 藤 明生  
幹事 口 野 明生

**豊田西ロータリークラブ**

会長 佐藤 功一  
会会長エレクト 伊 藤 基二  
副会長 野 井 弘一  
幹事 井 弘一

**豊田東ロータリークラブ**

会長 愛 知 治  
会会長エレクト 鈴 木 英治  
副会長 橋 本 功  
幹事 矢 功

**豊田三好ロータリークラブ**

会長 近 藤 隆治  
会会長エレクト 鬼 頭 伸正  
副会長 竹 内 正次

豊田市 10th 豊田市

豊田市議会

豊田加茂環境整備公社

**豊田市区長会**

あいち豊田農業協同組合

矢作川漁業協同組合

豊田加茂薬剤師会

自動車部品製造  
(各種軟硬質ガスケット)

**東海ガスケット工業株式会社**

取締役社長 三宅 光男

豊田市青木町1-24 ☎ 45-1065

**豊田化学工業(株)**

代表取締役社長 杉浦 敏夫

本社・工場 豊田市明和町6丁目1番地  
TEL:0565-5101 FAX:0565-5102

静岡工場 豊田市静岡岡野町五番11番の7  
TEL:054-4222 FAX:054-4221

## 豊田市区長会定期総会運営（案）について

### 1 概 要

- (1) 期 日 令和5年5月13日（土）  
 (2) 時 間 午前11時 開会 （受付：10時30分開始）  
 (3) 会 場 豊田市民文化会館 小ホール（豊田市小坂町12-100）  
 (4) 対 象 者 令和5年度区長、令和4年度4役、区長永年表彰者、一般表彰者  
 (5) 来賓予定 市長・社会福祉協議会長・地域振興部長  
 豊田警察署長・足助警察署長

### 2 スケジュール

令和4・5年度4役及び令和5年度正副総務委員長は、10時50分に壇上へご集合ください。

| 予定時間  | 令和5年度区長                                    |
|-------|--------------------------------------------|
| 10:50 | 自由席<br>※出欠の変更があった場合は、令和5年度総務委員が取りまとめて受付に報告 |
| 11:00 | 総会開会                                       |
| 12:15 | 総会閉会 解散                                    |

### 3 出欠確認体制

総会当日の受付混雑回避のため、総務委員の皆様は4月28日（金）までに別紙「総会出欠確認票」にて地区の出欠を取りまとめ、支所または地域支援課に御提出ください。（FAX可）

| 地区名     | 自治区名 | 区長名   | 地区名     | 自治区名 | 区長名  |
|---------|------|-------|---------|------|------|
| 崇化館(12) | 一 区  | 中川隆英  | 若 園(3)  | 吉原町  | 山内康孝 |
| 梅坪台(4)  | 上 原  | 山本孝宏  | 猿投台(11) | 下越戸  | 呉山永石 |
| 浄 水(5)  | 逢妻町  | 田中正樹  | 井 郷(5)  | 井 上  | 後田澄夫 |
| 朝日丘(7)  | 下 林  | 河合 保  | 猿 投(8)  | 猿 投  | 眞木 保 |
| 逢 妻(11) | 本 地  | 岡部千治  | 保 見(13) | 東保見町 | 湯浅進也 |
| 高 橋(15) | 上 野  | 岩田弘勝  | 石 野(19) | 力石町  | 阿部金一 |
| 美 里(14) | 御 立  | 水野吉朗  | 松 平(22) | 王 滝  | 鈴木敏道 |
| 益 富(14) | 志賀町  | 鶴田政勝  | 藤 岡(18) | 北一色  | 島田 勝 |
| 豊 南(9)  | 山之手  | 川上正弘  | 藤岡南(6)  | 藤 営  | 藤本修身 |
| 末野原(11) | 鴛 鴨  | 長谷川芳孝 | 小 原(12) | 太 平  | 加藤 章 |
| 上 郷(17) | 上中島  | 成田達治  | 足 助(14) | 足 助  | 三宅利幸 |
| 竜 神(8)  | 東 田  | 天野政敏  | 下 山(7)  | 和 合  | 加藤幸峰 |
| 若 林(4)  | 高美町  | 伊藤篤勇  | 旭(5)    | 小 渡  | 田村重幸 |
| 前 林(11) | 西 岡  | 永田正明  | 稲 武(13) | 富永町  | 伊藤秀治 |

※ 4月29日以降に出欠の変更があった場合は、総務委員（欠席の場合は役員）が地区ごとに取りまとめて総会当日に会場受付へ御報告をお願いします。

#### 4 進行・役割分担表

| 時間    | 内 容                                     | 担 当   | 備 考        |
|-------|-----------------------------------------|-------|------------|
| 10:30 | 受 付                                     | 事務局   |            |
| 11:00 | 市民の誓い唱和                                 | 福士 範行 | 前副会長（司会者）  |
|       | 開会のことば                                  | 鈴木 隆之 | 前副会長兼書記    |
|       | 会長あいさつ                                  | 深津 澄男 | 前会長（3分）    |
|       | 永年退職区長 豊田市感謝状贈呈                         | 太田 稔彦 | 市長         |
|       | 永年退職区長 区長会感謝状贈呈                         | 深津 澄男 | 前会長        |
|       | 表彰規程に基づく区長会感謝状贈呈                        | 深津 澄男 | 〃          |
|       | 来賓祝辞                                    | 太田 稔彦 | 市長（3分）     |
|       | 〃                                       | 野村 喜之 | 豊田警察署長（3分） |
|       | （足助警察署長・社会福祉協議会長・地域振興部長は自席であいさつ）        |       |            |
|       | — 休 憩 —                                 |       |            |
| 11:30 |                                         |       |            |
|       | 総会議長選出                                  | 福士 範行 | 前副会長       |
|       | 議長登壇                                    | 未 定   | 逢妻地区       |
|       | （以下議案ごとに 逢妻地区で拍手への協力）                   |       |            |
|       | 令和4年度豊田市区長会事業 報告                        | 阿垣 剛史 | 前副会長兼会計    |
|       | 〃 会計決算 報告                               | 阿垣 剛史 | 前副会長兼会計    |
|       | 〃 会計監査 報告                               | 澤田 博文 | 前会計監査      |
|       | 令和4年度区長会共済会事業 報告                        | 阿垣 剛史 | 前副会長兼会計    |
|       | 〃 会計決算 報告                               | 阿垣 剛史 | 前副会長兼会計    |
|       | 〃 会計監査 報告                               | 澤田 博文 | 前会計監査      |
| 11:50 | 豊田市区長会会則の改正（案）                          | 鈴木 隆之 | 前副会長兼書記    |
|       | 令和5年度豊田市区長会役員選任 報告                      | 鈴木 隆之 | 選考委員長      |
|       | 前4役降壇                                   |       |            |
|       | 会長あいさつ                                  | 阿垣 剛史 | 新会長（3分）    |
|       | 自己紹介（4役・総務委員会正副委員長）                     |       |            |
|       | 令和5年度豊田市区長会事業計画 提案                      | 山口 五郎 | 新副会長兼会計    |
|       | 〃 会計予算 提案                               | 山口 五郎 | 新副会長兼会計    |
|       | 令和5年度区長会共済会事業計画 提案                      | 山口 五郎 | 新副会長兼会計    |
|       | 〃 会計予算 提案                               | 山口 五郎 | 新副会長兼会計    |
| 12:10 | 議長降壇                                    |       |            |
|       | 進行                                      | 寺田 典明 | 新副会長       |
|       | 連絡事項 「まちと川を美しくする会」推進と<br>報告会 事業報告及び事業計画 | 深津 澄男 | 新副会長兼書記    |
|       | 閉会のことば                                  | 寺田 典明 | 新副会長       |

## 令和4年度 豊田市区長会 事業報告

|    |                        |     |
|----|------------------------|-----|
| 1  | 地区区長会連絡会（＝地区定例会）       | 随時  |
| 2  | 定例役員会（4月～3月）           | 12回 |
| 3  | 区長会4役会議（4月～2月）（原則毎月1回） | 11回 |
| 4  | 総務委員会（4月・2月）           | 2回  |
| 5  | 総務委員会研究会（10月～令和5年3月）   | 随時  |
| 6  | 会計監査（令和5年3月）           | 1回  |
| 7  | 役員選考委員会（令和5年3月）        | 1回  |
| 8  | 総会（5月14日）              | 1回  |
| 9  | 区長会4役視察研修会（11月）        | 1回  |
| 10 | 表彰者選考委員会（令和5年2月）       | 1回  |

# 令和4年度

## 豊田市区長会 会計決算

収入総額 20,093,515 円

支出総額 8,430,878 円

差引残額 11,662,637 円（次年度繰越金）

### ☆ 収入の部

単位：円

| 科 目       | 予算額<br>(A) | 決算額<br>(B) | 比較増減<br>(B－A) | 備 考                         |
|-----------|------------|------------|---------------|-----------------------------|
| 前年度繰越金    | 9,389,326  | 9,389,326  | 0             |                             |
| 会 費       | 8,940,000  | 8,940,000  | 0             | 30,000 円×298 自治区            |
| 豊田市補助金    | 700,000    | 700,000    | 0             | 区長名簿等印刷費等に対する補助金            |
| 社 協 助 成 金 | 1,053,500  | 1,043,000  | ▲10,500       | 日赤社費及び社協会費の募集協力費            |
| 雑 収 入     | 530,000    | 21,189     | ▲508,811      | 視察参加負担金, 区長バッチ<br>売払金, 預金利息 |
| 計         | 20,612,826 | 20,093,515 | ▲519,311      |                             |

### ☆ 支出の部

単位：円

| 科 目       | 予算額<br>(A) | 決算額<br>(B) | 比較増減<br>(B－A) | 備 考                        |
|-----------|------------|------------|---------------|----------------------------|
| 総 会 費     | 700,000    | 470,741    | ▲229,259      | 証書札など, 表彰者記念品等             |
| 会 議 研 修 費 | 3,500,000  | 674,692    | ▲2,825,308    | 役員会, 総務委員会, 費用弁償, お茶代等     |
| 地 区 運 営 費 | 5,960,000  | 5,960,000  | 0             | 1 自治区当り 20,000 円を地区区長会へ    |
| 広 報 広 告 費 | 66,000     | 55,000     | ▲11,000       | 新聞広告掲載料                    |
| 渉 外 費     | 150,000    | 67,483     | ▲82,517       | 地区区長会への手土産等                |
| 慶 弔 費     | 170,000    | 53,800     | ▲116,200      | 香典, 見舞金                    |
| 事 務 費     | 1,700,000  | 1,149,162  | ▲550,838      | 区長名簿, 手引, 消耗品, 自治区加入促進チラシ等 |
| 予 備 費     | 8,366,826  | 0          | ▲8,366,826    |                            |
| 計         | 20,612,826 | 8,430,878  | ▲12,181,948   |                            |

令和 4 年度

豊田市区長会共済会 事業報告

|     |              |           |   |
|-----|--------------|-----------|---|
| 1   | 共済会総会（5月14日） | 1         | 回 |
| 2   | 運営委員会（4月～3月） | 12        | 回 |
| (1) | 見舞金支給件数      | 50        | 件 |
| (2) | 見舞金支給総額      | 1,491,000 | 円 |
| (3) | 賠償金支払件数      | 15        | 件 |
| (4) | 賠償金支払総額      | 3,097,400 | 円 |

## 令和4年度

### 豊田市区長会共済会 会計決算

|      |            |           |
|------|------------|-----------|
| 収入総額 | 37,794,784 | 円         |
| 支出総額 | 14,643,748 | 円         |
| 差引残額 | 23,151,036 | 円（次年度繰越金） |

#### ☆ 収入の部

単位：円

| 科 目    | 予算額<br>(A) | 決算額<br>(B) | 比較増減<br>(B - A) | 備 考            |
|--------|------------|------------|-----------------|----------------|
| 前年度繰越金 | 23,293,603 | 23,293,603 | 0               |                |
| 会 費    | 14,514,200 | 14,499,400 | ▲14,800         | 100円×144,994世帯 |
| 繰入金    | 2,000      | 1,560      | ▲440            | 準備金利息          |
| 雑収入    | 1,000      | 221        | ▲779            | 預金利息           |
| 計      | 37,810,803 | 37,794,784 | ▲16,019         |                |

#### ☆ 支出の部

単位：円

| 科 目   | 予算額<br>(A) | 決算額<br>(B) | 比較増減<br>(B) - (A) | 備 考                               |
|-------|------------|------------|-------------------|-----------------------------------|
| 見舞金   | 4,500,000  | 1,491,100  | ▲3,008,900        | 見舞金支給費                            |
| 賠償保険料 | 2,300,000  | 1,610,980  | ▲689,020          | 自治会活動保険保険料                        |
| 会議研修費 | 100,000    | 36,288     | ▲63,712           | 運営委員会, 区長お茶代                      |
| 地区運営費 | 4,470,000  | 4,470,000  | 0                 | 1自治区当り15,000円を<br>地区区長会へ          |
| 事務費   | 7,080,000  | 7,035,380  | ▲44,620           | 事務職員・臨時職員給<br>与、社会保険料, 回覧板作<br>成等 |
| 予備費   | 19,360,803 | 0          | ▲19,360,803       |                                   |
| 計     | 37,810,803 | 14,643,748 | ▲23,167,055       |                                   |

## 令和5年度 豊田市区長会 事業計画(案)

|    |                      |          |     |
|----|----------------------|----------|-----|
| 1  | 地区区長会連絡会（＝地区定例会）     | （原則毎月1回） | 12回 |
| 2  | 定例役員会（4月～3月）         | （原則毎月1回） | 12回 |
| 3  | 区長会4役会議（4月～2月）       | （原則毎月1回） | 11回 |
| 4  | 総務委員会（4月～2月）         |          | 3回  |
| 5  | 総務委員会研究会（4月～3月）      |          | 5回  |
| 6  | 役員選考委員会（3月）          |          | 1回  |
| 7  | 総会（5月13日）            |          | 1回  |
| 8  | 区長会役員・総務委員会合同研修会（9月） |          | 1回  |
| 9  | 区長会4役研修会（未定）         |          | 1回  |
| 10 | 表彰者選考委員会（2月）         |          | 1回  |
| 11 | 会計監査（3月）             |          | 1回  |

## 令和5年度 豊田市区長会 会計予算（案）

### ☆ 収入の部

単位：円

| 科目        | 5年度<br>予算額<br>(A) | 4年度<br>予算額<br>(B) | 前年対比<br>(A)－(B) | 備 考                     |
|-----------|-------------------|-------------------|-----------------|-------------------------|
| 前年度繰越金    | 11,662,637        | 9,389,326         | 2,273,311       |                         |
| 会 費       | 8,940,000         | 8,940,000         | 0               | 30,000円×298自治区          |
| 豊田市補助金    | 700,000           | 700,000           | 0               | 自治運営の手引き印刷費等<br>に対する補助金 |
| 社 協 助 成 金 | 1,053,500         | 1,053,500         | 0               | 日赤社費及び社協会費の募<br>集協力費    |
| 雑 収 入     | 530,000           | 530,000           | 0               | 個人負担金、区長バッチ売払<br>金、預金利息 |
| 計         | 22,886,137        | 20,612,826        | 2,273,311       |                         |

### ☆ 支出の部

単位：円

| 科目        | 5年度<br>予算額<br>(A) | 4年度<br>予算額<br>(B) | 前年対比<br>(A)－<br>(B) | 備 考                                   |
|-----------|-------------------|-------------------|---------------------|---------------------------------------|
| 総 会 費     | 700,000           | 700,000           | 0                   | 証書ホルダー、表彰者記念品<br>代、会場費等               |
| 会 議 研 修 費 | 3,500,000         | 3,500,000         | 0                   | 役員会、総務委員会、研修会<br>費用弁償等                |
| 地 区 運 営 費 | 5,960,000         | 5,960,000         | 0                   | 1自治区当たり 20,000円を地<br>区区長会へ            |
| 広 報 広 告 費 | 66,000            | 66,000            | 0                   | 新聞広告掲載料                               |
| 渉 外 費     | 150,000           | 150,000           | 0                   | 各種団体行事への協賛金等                          |
| 慶 弔 費     | 170,000           | 170,000           | 0                   | 香典、見舞金等                               |
| 事 務 費     | 1,700,000         | 1,700,000         | 0                   | 手引印刷費、消耗品等（帽子<br>等）、ホームページ維持管理<br>更新費 |
| 予 備 費     | 10,640,137        | 8,366,826         | 2,273,311           |                                       |
| 計         | 22,886,137        | 20,612,826        | 2,273,311           |                                       |

## 令和5年度 豊田市区長会共済会 事業計画(案)

区長会共済会では、見舞金支給制度により自治区及び自治区内における諸団体の行事における怪我等に対応しています。

また、自治会活動保険に引き続き加入し、自治区が所有・使用・管理する施設や自治区活動中の事故が原因で、他人の生命・身体・財物を害した場合についても補償することで、自治区内における諸活動もより一層安心して実施できるよう対応してまいります。

今年度も、地域の活性化事業をより一層支援し、安心の提供を行ってまいります。

- |               |                  |
|---------------|------------------|
| 1 共済会総会       | 1 回（区長会総会と同時）    |
| 2 共済会運営委員会    | 1 2 回（区長会役員会と同時） |
| 3 見舞金及び賠償金の支給 | 随 時              |

## 令和5年度 豊田市区長会共済会 会計予算(案)

### ☆ 収入の部

単位：円

| 科目     | 5年度<br>予算額<br>(A) | 4年度<br>予算額<br>(B) | 前年対比<br>(A)－<br>(B) | 備 考            |
|--------|-------------------|-------------------|---------------------|----------------|
| 前年度繰越金 | 23,151,036        | 23,293,603        | ▲142,567            |                |
| 会 費    | 14,545,400        | 14,514,200        | 31,200              | 100円×145,454世帯 |
| 繰 入 金  | 2,000             | 2,000             | 0                   | 準備金利息          |
| 雑 収 入  | 1,000             | 1,000             | 0                   | 預金利息           |
| 計      | 37,699,436        | 37,810,803        | ▲111,367            |                |

### ☆ 支出の部

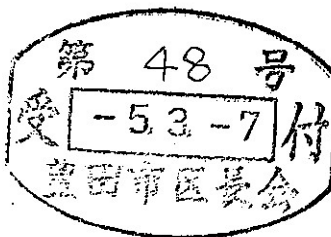
単位：円

| 科目    | 5年度<br>予算額<br>(A) | 4年度<br>予算額<br>(B) | 前年対比<br>(A)－<br>(B) | 備 考                                         |
|-------|-------------------|-------------------|---------------------|---------------------------------------------|
| 見 舞 金 | 4,500,000         | 4,500,000         | 0                   | 見舞金支給費                                      |
| 賠償保険料 | 2,300,000         | 2,300,000         | 0                   | 自治会活動保険 保険料                                 |
| 会議研修費 | 100,000           | 100,000           | 0                   | 運営委員会費                                      |
| 地区運営費 | 4,470,000         | 4,470,000         | 0                   | 1自治区当たり 15,000円を<br>地区区長会へ                  |
| 事 務 費 | 7,430,000         | 7,080,000         | 350,000             | 事務職員給与、消耗品費、<br>回覧板等作成費（会費収入<br>見込み額の1/4以内） |
| 予 備 費 | 18,899,436        | 19,360,803        | ▲461,367            |                                             |
| 計     | 37,699,436        | 37,810,803        | ▲111,367            |                                             |



# 自治区名称変更届

豊田市長 様  
豊田市区長会長様



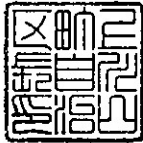
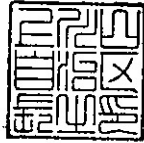
令和 5年 3月 7 日

住 所 豊田市上川口町洞 140 番地 1

自治区名 上川口町自治区

区長名 小 出 和 也

この度、下記のとおり自治区名称を変更しますので報告します。

|                                            |             |                                                                                      |     |
|--------------------------------------------|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 新自治区名等開始年月日                                | 令和 5年 4月 1日 |                                                                                      |     |
| 旧自治区名<br>及び公印                              | 上川口町自治区     |  | 旧公印 |
| 新自治区名<br>及び公印                              | 上川口自治区      |  | 新公印 |
| 変更理由等                                      |             |                                                                                      |     |
| 現在、資産の所有管理を実施する組織、上川口自治区（地縁団体）と地域の運営や事業活動を |             |                                                                                      |     |
| 実施する組織、上川口町自治区の2組織が（区域や構成員が全く同じ）存在しています。   |             |                                                                                      |     |
| 区民の誰もが分かりやすく容易に自治区の運営や事業活動が実施できるようこの2組織を統合 |             |                                                                                      |     |
| して1つの組織とするため。                              |             |                                                                                      |     |
|                                            |             |                                                                                      |     |
|                                            |             |                                                                                      |     |

※手順 ①自治区での協議 → ②地区区長会での承諾 → ③地域支援課

→ ④区長会役員会報告 → ⑤自治区名誕生（変更）

|                                                                                       |                                                                                       |                                                                                       |                                                                                       |
|---------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 課 長                                                                                   | 副課長                                                                                   | 担当長                                                                                   | 担 当                                                                                   |
|  |  |  |  |

## 第 1 回 運 営 委 員 会

### 1 見舞金の支給について

| 該 当 期 間          | 令和4年度支給状況 |           | 令和3年度同期状況 |         |
|------------------|-----------|-----------|-----------|---------|
|                  | 件数        | 支給額(円)    | 件数        | 支給額(円)  |
| 3 月 1 日～3 月 31 日 | 0         | 0         | 1         | 70,000  |
| 4 月 1 日～3 月 31 日 | 50        | 1,491,100 | 22        | 744,000 |
| 1件あたりの平均支給額      | —         | 29,822    | —         | 33,818  |

### 2 賠償金の支給について

| 該 当 期 間          | 令和4年度支給状況 |           | 令和3年度同期状況 |           |
|------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|                  | 件数        | 支給額(円)    | 件数        | 支給額(円)    |
| 3 月 1 日～3 月 31 日 | 0         | 0         | 0         | 0         |
| 4 月 1 日～3 月 31 日 | 15        | 3,097,400 | 11        | 1,360,502 |

## 豊田市地区コミュニティ会議会長の感謝状贈呈に関する規定

### （目 的）

第1条 地区コミュニティ会議会長として、その任期を終えた者の任期中のふれあい豊かな近隣社会実現への功績と努力に対して、感謝の意を表することを目的とする。

### （推 薦）

第2条 地区コミュニティ会議会長連絡会役員会は、会長として通算3年以上にわたり職務を遂行し退職した者について、適当と認めたときは豊田市長に対し推薦を行うものとする。

### （感謝状贈呈）

第3条 豊田市長は前条により推薦を受けた者について、適当と認めたときは感謝状を贈呈するものとする。

### （贈呈資格の規制）

第4条 退職者への感謝状贈呈は1回とする。

### （細 則）

第5条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 付 則

- 1 この規定は、昭和63年3月10日から施行する。
- 2 この規定は、平成11年4月1日から施行する。

## 豊田市地区コミュニティ会議会長の感謝状贈呈に関する内規

### （趣 旨）

第1条 この内規は、豊田市地区コミュニティ会議会長の感謝状贈呈に関する規定第5条に基づき、必要な事項を定めるものとする。

### （推 薦）

第2条 地区コミュニティ会議会長連絡会役員会は、豊田市長へ推薦する場合、地区コミュニティ会議会長連絡会の了承を得るものとする。

### （贈呈対象者）

第3条 通算3年以上地区コミュニティ会議会長の職務に従事して退職した者は、原則としてすべて対象とする。

### （委 任）

第4条 この内規に定めるもののほか、必要な事項はその都度役員会が定める。

### 付 則

- 1 この内規は、昭和63年3月10日から施行する。
- 2 この規定は、平成11年4月1日から施行する。

## 4 月区長便送付文書一覧

※区長会ホームページ (<https://www.toyota-kuchokai.org>) でも、資料を掲載しています。

※今月の区長便は、令和4年度と同じ配達先へ配達しています。  
5月から令和5年度の新区長に配達します。

| No. | 文 書 名                                           | 担当課      | 電話      | 種類       | 送付先             |
|-----|-------------------------------------------------|----------|---------|----------|-----------------|
| 1   | 防災に関する緊急情報の提供等                                  | 防災対策課    | 34-6750 | 依頼       | 全自治区            |
| 2   | 令和5年度高齢者交通安全防犯世帯訪問事業                            | 交通安全防犯課  | 34-6633 | 通知       | 関係自治区           |
| 3   | 「交通安全市民会議ニュース4月号」他                              | 交通安全防犯課  | 34-6633 | 通知       | 全自治区            |
| 4   | 令和5年度における「広報とよた」の配布                             | 市政発信課    | 34-6604 | 通知       | 全自治区            |
| 5   | 令和5年度「環境委員情報交換会」の開催                             | 循環型社会推進課 | 71-3001 | 通知       | 全自治区            |
| 6   | 豊田市区長会定期総会の開催について                               | 豊田市区長会   | 34-6629 | 通知       | 全自治区            |
| 7   | 令和5年度「たより編集研修会」の中止                              | 地域支援課    | 34-6629 | 通知       | 全自治区            |
| 8   | とよた市民福祉大学(第8期)市民公開講座                            | 社会福祉協議会  | 31-1294 | 回覧       | 全自治区            |
| 9   | ぼらんていあだより                                       | 社会福祉協議会  | 31-1294 | 配布       | 旧市内自治区          |
| 10  | ごみ非常事態宣言の発令                                     | 循環型社会推進課 | 71-3001 | 回覧       | 全自治区            |
| 封筒  | 「防犯あいち」及び「防犯ポスター」                               | 防犯協会連合会  | 33-7201 | 回覧<br>配付 | 豊田警察署<br>管内の自治区 |
| 封筒  | 令和5年度自治区運営の手引(冊子2冊)<br>様式集(CD-ROM)自治区加入促進ハットブック | 豊田市区長会   | 34-6629 | 配布       | 全自治区            |

※自治区だよりは、発行の都度支所に3部(挙母地区は地域支援課に2部)提出してください。

※区長便の袋は、すみやかに空にして返却してください。

(提出物などを入れないようお願いします。)

【地域支援課】電 話：(0565) 34-6629 F A X：(0565) 35-4745  
メール：chiikishien@city.toyota.aichi.jp

## 「広報とよた」配布についての注意点

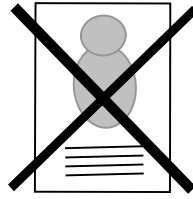
- ① 「広報とよた」へ市が発行する文書等以外は折り込んで配布しないようお願いします。

【理由】 市発行以外の文書等を「広報とよた」に折り込むことで、市が発行している（あるいは後援等をしている）文書であるとの誤解を市民に与えるため。

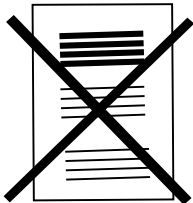
### 広報とよたに折り込んではいけないものの例



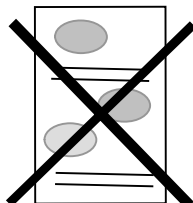
宗教（神社等を含む）に関するチラシ等



選挙活動（政治活動）のチラシ等



地元スーパーや各種PRのチラシ等



民間広告会社が作成したガイドマップ等

- ② 「広報とよた」の配布は全世帯を対象としています。自治区に加入していない世帯へも配布いただきますようお願いします。
- ③ 必要な配布部数の管理をお願いします。配布部数に変更がある場合は、発行日（1日）の3週間前までに、市政発信課までご連絡ください。
- ④ 「広報とよた」は発行日（1日）の4日前の午後5時までに、自治区へお届けします。各世帯へは発行日までに配布いただきますようお願いします。
- ⑤ 「広報とよた」5月号と1月号は、通常より早く自治区へお届けします。日程につきましては、4月と12月の区長便で案内文書を送付します。

### 担当及び問合せ先

市政発信課 ☎ 34-6604 E-mail: shisei@city.toyota.aichi.jp

地域支援課 ☎ 34-6629 E-mail: chiikishien@city.toyota.aichi.jp

# Memo



「人づくり・まちづくり・幸せづくり」



# 豊田市民の誓い

わたくしたちは、七<sup>しちしゅう</sup>州<sup>うつく</sup>をのぞむ美<sup>さん</sup>しい山河にかこまれ、  
輝<sup>かがや</sup>かしい衣<sup>ころも</sup>の里<sup>さと</sup>の歴史<sup>れきし</sup>と伝統<sup>でんとう</sup>をうけつぎながら、  
あ<sup>あ</sup>すむ<sup>む</sup>の<sup>の</sup>とよたし<sup>とよたし</sup>しみん<sup>しみん</sup>  
明日<sup>あす</sup>に向かって伸びゆく豊田市<sup>とよたし</sup>の市民<sup>しみん</sup>です。

- 1 みどり<sup>みどり</sup> 緑<sup>かわ</sup>をはぐくみ、川<sup>たいせつ</sup>を大切に<sup>たいせつ</sup>して、  
ゆた<sup>ゆた</sup>かな<sup>しぜん</sup>自然<sup>あい</sup>を愛<sup>あい</sup>しましょう。
- 1 スポーツに親<sup>した</sup>しみ、教養<sup>きょうよう</sup>を高<sup>たか</sup>めて、  
ぶん<sup>ぶん</sup>か<sup>か</sup>の<sup>こうじょう</sup>向<sup>こう</sup>上<sup>じょう</sup>につとめま<sup>め</sup>しょう。
- 1 げん<sup>げん</sup>き<sup>き</sup> 元<sup>はたら</sup>気で働<sup>わか</sup>き、若<sup>ちから</sup>い力<sup>ちから</sup>をそだてて、  
しあわ<sup>しあわ</sup>か<sup>か</sup>てい<sup>てい</sup> 幸<sup>しあわ</sup>せな家<sup>か</sup>庭<sup>てい</sup>をつくりま<sup>め</sup>しょう。
- 1 たが<sup>たが</sup> たす<sup>たす</sup> 互<sup>たが</sup>いに助<sup>たす</sup>けあい、心<sup>こころ</sup>の輪<sup>わ</sup>をひろげて、  
あたたかい<sup>まち</sup>町<sup>まち</sup>をつくりま<sup>め</sup>しょう。
- 1 いのちを<sup>とうと</sup>尊<sup>とうと</sup>び、きまりを<sup>まも</sup>守<sup>まも</sup>って、  
す<sup>す</sup> 住<sup>す</sup>みよい社<sup>しゃ</sup>会<sup>かい</sup>をつくりま<sup>め</sup>しょう。

(昭和53年3月1日制定)



「市民の誓いシンボルマーク」(平成18年制定)  
「豊田市の花『ひまわり』の種をモチーフに、本文の5項目を明るいうちで表し、実践活動を通じて、わたくしたち市民の手で、豊田市を未来に向かって育て伸ばそう」という意味を表しています。